

休会届の提出期限について（お願い）

神戸市役所こども家庭局こども青少年課

学童保育の利用料は、利用された月の利用料を月末に口座引き落としにより徴収しています。休会届の提出が遅れると利用料が一旦引き落とされてしまい、翌月以降に還付処理が必要となってしまいますので、休会される前月末までに休会届を施設に提出していただくようお願いします。

Q 休会届を休会する前月末までに提出しないといけないのは、なぜ？
休会している月の月末までに出したら良いのではないか？

A ご指定の口座から利用料が引き落とされてしまうのを防ぐためです。

解説 利用料引き落としまでのスケジュール

(例) 7月分利用料の場合

6月30日(火) 利用者より休会届の提出

7月4日(土) 学童保育施設より、行政事務センターへ休会届の送付

7月6日(月) 休会届の内容確認、システムへの入力。

7月15日(水) 利用料引落し対象者の確定(このタイミングで引落しがストップ)

7月22日(水) 銀行での徴収手続き、引落準備。

7月31日(金) 指定口座より利用料引落し。(休会届提出者は引き落とされない。)

毎月、約14,000件の口座引き落としの手続きを一括して行っているため、休会される場合は休会月の前月末までに利用施設へ休会届の提出をお願いします。

※提出が遅れた場合でも休会届の受付が無効になるものではありません。

ただし、利用料が一旦引き落とされ、1～2か月後に還付されます。